

## 笛吹市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、笛吹市有料広告取扱要綱（平成20年笛吹市告示第98号。以下「要綱」という。）に基づき、市が開設する笛吹市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「バナー広告」（以下「広告」という。）とは、市ホームページから広告主が指定するホームページに直接移動させるための広告画像をいう。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載場所は、市が指定するページの有料広告欄掲載位置とする。

2 広告掲載枠数は原則として5列1段とし、申し込み単位は、1事業主につき1枠とする。ただし、第5条第3項に該当する場合または広告掲載枠に空きがある場合は、この限りではない。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) サイズは縦60ピクセル、横200ピクセルとする。
- (2) 画像データ形式はGIF、JPEG形式の静止画とする。また、広告を点滅、切り替わりのほか動きのある画像は認めないこととする。
- (3) 容量は15キロバイト以内とする。

2 市ホームページへ掲載する広告は、高齢者や障害者を含めた多くの人が利用できるよう、文字の大きさや色の組み合わせ等に配慮しなければならない。

(広告の掲載期間等)

第5条 広告の掲載期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1か年を原則とする。ただし、市長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができるものとする。

- 2 5月1日以降に随時募集を行った場合の掲載期間は、広告の掲載を開始した月から当該年度の3月31日までの連続した期間とする。
- 3 広告掲載期間内に、市ホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長する。

（広告基本掲載料）

第6条 市長が広告主から直接申し込みを受け、広告掲載の決定を行ったときの1枠の広告掲載料年額は、次のとおりとする。

トップページ 70,000円

- 2 掲載期間が11か月以下の広告掲載の決定を行ったときの1枠の広告掲載料月額は、次のとおりとする。

トップページ 7,000円

- 3 広告代理店による募集を行う場合は、第1項各号に定める金額の合計に募集する広告掲載枠数を乗じて得た額を最低制限価格とする。

（広告を掲載しようとする者）

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、別表1に掲げるものを除く事業者とする。

（掲載する広告）

第8条 掲載する広告は、市ホームページの公共性及び品位を保てる広告とし、要綱に定めるもののほか別表2に掲げるものを除く。

（広告の募集）

第9条 広告の募集は、原則として毎年2月から次年度分の広告を市ホームページ及び広報紙等により公募するものとする。

- 2 広告代理店による募集を行う場合は、広告掲載枠を毎年度、入札又は見積書により決定した広告代理店（以下「代理店」という。）にすべて一括して一者に貸し付けるものとする。
- 3 年度途中に掲載枠に空きが生じた場合は、当該年度の広告を随時募集を行い、掲載枠が埋まった時点で終えるものとする。
- 4 広告代理店による募集を行う場合は、広告掲載枠の貸付期間は、原則として1年間とする。

5 代理店に必要な資格は、募集の都度別に定めるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第 10 条 申込者は、広告原稿を添えて指定された様式の申込書を、期日までに市長へ提出する。この場合において、市長は、必要に応じて業務内容等の分かる資料の提出を求めることができる。

2 前条第 2 項の規定による随時募集を行う場合、広告掲載の申し込み期限は、掲載を希望する月の前月の 10 日までとする。

3 代理店による募集を行う場合申込者は、広告原稿を添えて指定された様式の申込書を、代理店を通じて市長に提出するものとする。

4 申込者は、市税及び使用料等の未納がないことを条件とするものとする。

(広告掲載の決定)

第 11 条 市長は、第 10 条の規定により申し込みがあったときは、その内容等を審査の上、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 掲載可となった広告が枠数を上回った場合は、要綱第 4 条に規定する優先順位により、掲載広告を決定する。なお、同順位のもので枠数を上回った場合は、広告掲載希望期間の長期申込者、申し込み先着の順とする。

3 市長は、代理店による募集を行った場合、広告掲載の可否の決定を代理店を通じて申込者に通知するものとする。

4 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

(募集枠に満たない広告枠)

第 12 条 募集枠に満たない広告枠については、随時先着順に申し込みを受け付けるものとし、第 11 条の規定により広告掲載の決定を行うものとする。

(広告原案の提出)

第 13 条 第 11 条、第 12 条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、事業所名等が明記された広告原稿の画像データを作成し、原稿入稿日までに提出するものとする。

2 代理店は、指定の期日までに広告主の完全原稿（電子データ）を市長に提出するものとする。

3 掲載する広告のデザインおよび色彩などは、市ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主又は代理店と調整するものとする。

（広告掲載料の納付及び経費の負担）

第 14 条 広告主は、市が発行する納付書により、広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括して支払うものとする。

2 代理店は、市長が指定する期日までに市が発行する納付書により、広告の掲載料を納付しなければならない。

3 広告原稿の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

（事業所名等の記載）

第 15 条 広告主は、広告に必ず事業所名等を記載しなければならない。

（広告主の届出義務）

第 16 条 広告主は、次の各号に該当する場合は、指定された書式により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき

(2) 広告を差し替えるとき

(3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき

(4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき

(5) 前各号に規定するもののほか、有料広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき

（広告掲載の取消）

第 17 条 市長は、広告の掲載後においてもその内容等について随時確認を行い、広告主が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、当該広告の広告掲載期間であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。この場合において、広告掲載料は返還しない。

(1) 広告主から広告掲載辞退の申出があったとき

(2) 広告主及び広告が、第 7 条及び第 8 条に該当しなくなったとき

(3) 広告主のホームページが、事前の連絡なく閉鎖されたとき

(4) 広告掲載料を所定期日までに納入しなかったとき

2 市は、前項の規定による取消し等により広告主又は代理店が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(広告掲載料の還付)

第 18 条 広告掲載料は、市の都合により広告の掲載ができなくなったときに還付する。

(転貸の禁止)

第 19 条 広告主は、広告掲載の権利を他に転貸することはできない。

(広告主ホームページ閲覧者に対する損害賠償等)

第 20 条 広告主のホームページを閲覧することにより、閲覧者がウィルス等の被害を受けたとき及び広告主と閲覧者の間で発生する問題事項については、広告主の責任で損害賠償等速やかに対処するものとする。

(その他)

第 21 条 この基準に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この基準は、平成 21 年 1 月 14 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 12 月 19 日から施行する。

別表 1 (第 7 条関係)

広告主の規制業種又は業者	
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条で「風俗営業」と規定される業種
2	風俗営業類似の業種
3	消費者金融
4	たばこ
5	ギャンブルに係るもの(公営収益事業に係るものを除く)
6	規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
7	法律の定めのない医療類似行為を行う施設
8	民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の業者

別表 2 (第 8 条関係)

掲載広告の規制内容	
1	人権侵害、名誉き損、各種差別的なもの
2	法律で禁止されている商品や、無認可、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
3	他を誹謗・中傷又は排斥するもの
4	市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
5	公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
6	宗教団体による布教推進を主目的とするもの
7	社会的に不適切なもの
8	国内世論が大きく分かれているもの